

### 第3回和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定委員会 議事録

- ・日時 平成16年12月22日（水） 18:30～20:30
- ・場所 市役所14階 大会議室
- ・出席者 足立委員長，射場副委員長，松見副委員長  
委員：本多委員，中埜委員，小原委員，鳥淵委員，前島委員，塩崎委員，徳田委員，土橋委員，和歌山県企画総務課長，和歌山県商工振興課長，和歌山商工会議所企画調整部長，和歌山市中央商店街連合会長，株式会社ぶらくり代表取締役社長，政策審議監，市長公室長，企画部長，財政部長，市民部長，福祉保健部長，生活環境部長，産業部長，都市計画部長，建設部長，まちづくり推進室長，教育総務部長，教育文化部長  
事務局：14人（協働スタッフを含む。）

（事務局）

ただ今より，第3回和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定委員会を開催いたします。本日は年末のお忙しい中，ご出席いただきましてありがとうございます。それでは委員長，議事進行よろしくお願いいたします。

（委員長）

それでは進めさせていただきます。

まず，「ワークショップ提案への一般意見募集について」を前回お持ち帰りいただいて，検討していただくことになっておりましたが，本日はそれについてご意見をいただきたいと思います。皆さん，いかがでしょうか。「市の考え方」の部分について，ご意見があればお願いします。

（全委員）

異議なし

（委員長）

それでは，意見がないようですので，6人の方の意見の全文を載せた部分は削除した上で，基本計画の「3. ワorkshop提案への一般意見募集について」に記載させていただきます。

では，次の議題に移りたいと思います。

「第2回策定委員会での委員意見等について」ですが，事務局から説明をお願いします。

（事務局）

それでは，第2回策定委員会委員意見に対する対処案及び基本計画区域変更による対処案について，説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

これは，第2回策定委員会で委員の皆様から頂いたご意見を受けましての，事務局の回答や内容変更の案と，同じく第2回策定委員会でご了承頂いた基本計画区域変更による内容の変更案などについての

対応表になります。これについて、説明させていただきますが、基本計画素案のほうもあわせてご覧ください。

それでは、1 ページ目から順に説明させていただきます。まずは、表の見方について説明させていただきます。一番左が、基本計画素案に記載されているページや事業名、まん中が委員からのご意見から抜粋したもの、右端がそれに対する事務局対応や変更案になります。

まず、一つ目の全般に対する意見についてですが、委員から「ミニ TMO を作りたい」という意見をいただき、また、委員長からも「策定委員会では事業の実行性を考え、その後にミニ TMO に関することをやっていくことになるのではないか」という考えをいただきました。

このことに関しまして、事務局といたしましては、ミニ TMO の設置につきましては現在検討中ですので、委員の皆様にご意見をいただきながら 2 月までに案を提示させていただこうと考えております。また、委員から「ミニ TMO を作る時、市長の直轄の組織にして欲しい」とのご意見もありましたが、市長直轄の組織というのは行政の組織上、不可能ですので、ミニ TMO は、本市 TMO のサポート的な組織という形で機能していただければと考えております。

行政の役割としましては、ミニ TMO を立ち上げた時の事務局となることなどの支援を考えています。なお、ミニ TMO につきましては、組織の名称・役割等が確立した時点で、基本計画素案 78 ページの VI. 「推進体制の整備」の所に、ミニ TMO に関する記述を付け加えたいと考えております。

では、次に 2 つ目の基本計画素案 50 ページの c) 『本町公園周辺総合整備事業』についてですが、委員から「地域福祉計画とまちづくりを絡めて行うことができると思う」という意見をいただきまして、事務局と担当課とで、現在策定中の「地域福祉計画」との連携を図れないかということについて、協議をいたしました。

「地域福祉計画」では、地域の住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域住民が相互に協力し合い、また行政との協働によって地域の福祉を推進していくための基本的な理念と施策の方向について定めることとしています。基本計画の中で実施する事業で、今述べました理念に添うものにつきましては、連携していくことは可能ということでした。

次に 2 ページをお開きください。これも、基本計画素案 50 ページの c) 『本町公園周辺総合整備事業』についてですが、委員から、「本町公園というと新しい施設を作り上げていくというイメージになっているが、その部分に少し無理があり、小規模で多機能化する福祉が点在することが非常に重要である」という意見をいただきました。また、委員長から、「中心市街地にも福祉の視点は必要であり、形としてはこういう事業を進めていく」という考えをいただきました。さらに、委員からは、「高齢者向けの住宅というのを本町公園周辺に造るのはいい」という意見もいただきまして、これらの意見を受けまして、事務局といたしましては、事業名と事業の内容を「対応」の欄のように変更したいと考えております。

事務局の案としましては、c) 『本町公園周辺総合整備事業』の事業名と内容について、二重線を引いた部分を削除し、下線を引いた部分を追加したいと考えております。内容の変更は、ほかの事業でも同じような形式で行っております。事業名は、『本町公園周辺総合整備事業』から『公園を中心とした多機能住環境整備事業』と変更したいと考えています。事業の内容は、「定住人口の増加、福祉拠点及び市民の憩いの場としての複合的な場所の確立を図るため、中心市街地内の公園の周辺地域を、例えば、駐車場、多世代同居型住宅、高齢者向き住宅、老人ホーム、総合ケアステーション、その他福祉・医療施設等を有する多機能な住環境エリアとして整備することを目指し、空き家等既存資源を生かしながら、

周辺住民等の合意形成を図るとともに、民間による事業や地域再生計画等国の支援も視野に入れて慎重に計画づくりを推進します。市民、商業者、TMO はワークショップなどを通じて地域福祉計画等にも配慮しながら、計画づくりに参画することとします。(想定する実施主体：行政)」という文章に、変更したいと考えています。

では、次に、3 ページをお開きください。基本計画素案 51 ページの d)『電線共同溝（市駅小倉線一部）事業』についてですが、委員から「少し具体的に書きすぎている」という意見をいただき、また、別の委員から「市民にとってどのような効果があり、事業を実施することによってどういうプラスがあるのかということを明確にする必要がある」という意見をいただきまして、事務局と担当課とで協議をいたしました。

その結果、対応欄の事務局案に記載してありますように、二重線の部分を削除し、下線の部分を追加した事業内容に変更するというので、事務局案を出させて頂いております。事業内容は、「子どもや高齢者、車椅子を利用する人たちを含めた全ての人が、安心・安全に歩行できる環境作りや災害時に強い防災環境作り、また、電線、電柱がなくなることによる景観の向上を目指し、南海和歌山市駅からぶらくり丁への動線である市道市駅小倉線の九家ノ丁交差点より本町3丁目交差点の間について電線共同溝工事並びに歩道整備をします。(想定する実施主体：行政)」という記述に変更したいと考えています。

では、4 ページをお開きください。基本計画素案 51 ページの(1)『魅力 UP 市街地整備事業 (TMO)』について説明させていただきます。まず、この事業名についてですが、基本計画素案のほうでは、『魅力 UP 市街地整備 (TMO)』となっていますが、『魅力 UP 市街地整備事業 (TMO)』が正しい事業名ですので、基本計画素案のほうに「事業」という記述を付け加えさせていただきます。

この事業につきましては、委員から「こういうものこそ、市民とか NPO とかボランティアグループとかがやる方がふさわしいのではないか」という意見をいただきました。また、委員から「この事業は、ステージ 1、ステージ 2 でソフト事業を先にやっただけからの事業として考えたため、TMO にはそのうち窓口になってもらうことを想定している」という意見をいただきました。

事務局といたしましては、『魅力 UP 市街地整備事業 (TMO)』につきましては、『市街地整備ステージ 1 規制整備事業』、『市街地整備ステージ 2 まち風景問題解決事業』が実施された後に行うことを想定した事業でありますので、事業内容や TMO 等の役割については確定したものではなく、弾力的な運用になると考えております。

この事業案における TMO の役割としましては、市民側の窓口機能を受け持ち、連携して事業を実施するとなっておりますが、前段階の市街地整備ステージ 1、ステージ 2 事業を、市民や商業者、それらのボランティアチームとの協働で実施する中で、TMO をサポートする実施団体が生まれてくることも考えられます。いずれにせよ、この事業を実施するに当たっては、TMO の調整・取りまとめといった窓口機能を担っていただくことは重要な要素になるものと考えております。

また、その関連で TMO につきましては、基本計画上での位置づけを明確にするため、基本計画素案 73 ページの(21)『TMO 周知・合意形成支援事業』の事業名と内容を、次のように変更したいと考えています。事業名は、『(21)TMO 支援事業』と変更し、事業内容は、「TMO は中心市街地のまちづくりを推進する上で中核をなす重要な組織であることから、本市の TMO であるまちづくり会社(株)ぶらくりを一般に周知するなど、TMO としてより効率的に事業運営が出来るような環境の構築を推進するとともに、(株)ぶらくりが行うまちづくり事業の促進を図ります。行政は、中心市街地内の商業者や住民等に TMO の役割と立場への理解を得るための事業や、TMO が事業活動への合意形成を成立させるための支

援を行います。また、TMO が実施する中心市街地全体の活性化に寄与する公益的事業等への支援を行います。TMO はそれを受けて、市民、商業者等との合意を図りながら、より効率的にまちづくり事業を推進します。」と変更したいと考えています。

続きまして、5 ページをお開きください。基本計画素案 54 ページから 55 ページの『個店力総合 UP 事業』についてですが、委員から「事業を実施する際には、趣旨は踏まえますけれど、TMO 好みにアレンジして行い、基本計画で規定された枠に留まるつもりはあまりない」という意見をいただきまして、事務局といたしましては、事業の実施により弾力性を持たせるため、基本計画の全事業の記述につきまして、第 4 回策定委員会までに事務局のほうで精査いたしまして、事業内容を限定しているものにつきましては、事業の趣旨を記述し、例示を記載する方法等に変更いたします。

例えば、基本計画素案 51 ページの(1)『魅力 UP 市街地整備事業 (TMO)』につきましては、「市街地の整備による風景・景観の向上を図るため、市民発案をもとにした整備等を行政・TMO 連携の下に、促進します。実施する事業については、例えば、芝生の広場などの公園整備、ペンキの塗り替えなどのまちのメンテナンス、花の広場、オブジェの設置、堀詰橋のステンドグラスを生かしたライトアップなどが想定されます。」というような形に変更したいと考えています。

また、各事業の役割について記述している部分につきましては、表現上はこのままとさせていただき、基本計画素案 49 ページの B. 「施策及び事業」の 4 行目に注意書きといたしまして、「なお、各事業を実施するための市民・行政・TMO などの役割分担については、現在想定される役割を記述していますが、事業実施段階では、実施主体の自主性を尊重し、協働する各々の役割を協議の上、より明確にし、実状にあった役割分担で事業を推進することとします。」という記述を追加したいと考えております。

それでは、続きまして、基本計画区域変更に対する対処案の説明に移らせていただきます。6 ページをお開きください。まずは、基本計画素案 11 ページの A. 「基本計画の区域」に、和歌山城を含んだ区域を追加することにもない、対応欄の事務局案に記載してありますように、中心市街地図を差し替えるとともに、下線を引いた部分の記述の「また、本市のシンボルともいえる和歌山城と連携して、観光の視点を入れた活性化を一体的に図ることは、ぶらくり丁を含む周辺地域の新たな商業集積の可能性を生み出す重要な要因となります。さらに、」を追加した内容に変更したいと考えております。

次に、基本計画素案 12 ページの B. 「一体的推進のための重点区域」の部分では、TMO 事業の区域の制限をはずすために、基本計画素案 12 ページの最終行の「また、この地域を TMO 事業の事業実施区域とします。」を削除したいと考えております。

次に、基本計画素案 25 ページから 28 ページまでの B 「中心市街地の現状と課題」の部分につきましては、基本計画区域変更にもないデータ等の差し替えを行いますが、現在、差し替えのためのデータを収集中ですので、第 4 回策定委員会までには修正したデータを記述した資料を用意させていただきます。

次に、基本計画素案 28 ページの d 「観光」の部分では、基本計画区域変更にもない、対応欄の事務局案に記載してありますように、「周辺」という部分を削除したいと考えております。

では、続きまして 7 ページをお開きください。まず、基本計画素案 29 ページの 2 「中心市街地を取り巻く住環境の現状」の部分では、基本計画区域変更にもない、記述内容を「中心市街地における公園の整備状況を見ると、大新公園 (1.69ha)、本町公園 (1.69ha)、城北公園 (1.26ha)、汀公園 (0.38ha)、湊北公園 (0.16ha)、和歌山公園 (20.45ha)、岡公園 (1.83ha) の 7 つの都市公園が中心市街地内にあります。その内、大新公園、本町公園、城北公園の 3 つは小学校に隣接しています。和歌山城跡である和歌山公園は、周辺住民だけでなく市民全体の憩いの場となっています。」という記述に変更したいと

考えています。

次に、基本計画素案 29 ページから 32 ページまでの 2「中心市街地を取り巻く住環境の現状」の部分につきましては、基本計画区域変更にもないデータ等の差し替えを行います。先ほどと同じく現在、差し替えのためのデータを収集中ですので、第 4 回策定委員会までには修正したデータを記述した資料を用意させていただきます。

では、8 ページをお開きください。まずは基本計画素案 48 ページの A「中心市街地の将来像」の部分につきましては、基本計画区域変更にもない、対応欄の事務局案に記載してありますように、下線を引いた部分の「本市のシンボルである和歌山城や内川などが観光資源として活かされ、商店街には観光客向けのみやげ物等を扱う店舗も出店し、中心市街地を訪れる観光客も増加しつつあります。」という記述を追加した内容に変更したいと考えています。

最後のその他といたしまして、基本計画区域変更にもなう事業の追加についてですが、市民ワークショップでは、現行の区域を前提として議論をしていただいていますので、和歌山城を絡めた事業が現在は出てきておりません。そこで、お城周辺で行われる市の事業につきましては、事務局のほうで精査いたしまして、第 4 回策定委員会で提案していきたいと考えております。

また、前回、その他必要があればこの策定委員会で新しい事業を提案、検討していただきたいとお願いしておりましたが、そのことについて今後ご検討していただければと考えております。

なお、資料 6 ページに TMO 事業の区域の制限をはずすということを記述しておりますが、この結果、TMO の活動範囲は基本計画区域全部になるということでご了解願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきますが、基本計画素案自体の差し替えにつきましては、全体の修正が終了しました時点でさせていただきます。

(委員長)

ただ今の説明について、何かご意見・ご質問等ございませんか。

いろいろと多岐にわたって事務局の案が出てきましたが、よろしいですか。ないようでしたら、案のとおり対処するというので、決定させていただきます。

それでは引き続き、素案の内容の検討に入っていきたいと思います。

前回、途中になっていますが、これは結構、量がありまして 77 ページまであります。前回までに検討したのは 53 ページまでで、54 ページからだと思いますが、54 ページ、55 ページのところはもともと 52 ページの下の欄の『個店力総合 UP 事業』というところが、次のページの(a), (b), 54 ページ(c), (d), 55 ページ(e), (f)と 6 つの小さなまとまりからなっております。ということで再度、ここを全部見て何かご意見を頂きたいと思います。

念のため確認させていただきますが、53 ページの上のところは『友の会事業』という名前がついております。そして 53 ページ、『逸品倶楽部事業』です。逸品制作を行うということで、以前少しお話させていただきまして、静岡県駿河で始まったものだと思いますが、これが非常にヒットしているとのこと。

54 ページが『勉強会・商人塾事業』、『ファサード改装・店内改装事業』、55 ページのほうは『専門家による指導事業』、『店の専門家クローズアップ事業』となっております。いかかでしょうか。とりあえず 55 ページまでざっと見ていただきまして、何かご意見、ここはこうしたほうがいいんじゃないかとか、もしくは、これ自体がいらぬんじゃないかとか何でも結構でございます。何か忌憚のない意見を

頂けたらと思います。

よろしいですか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それでは、これは一応実行するというので、策定委員会としては、基本的に 52 ページ、53 ページ、54 ページ、55 ページまでのところは市民提案ですが、これを実行するという方向でさせていただきたいと思います。また途中で気づかれたらご意見を頂きたいと思います。

では、56 ページですが、ここは大きなくくりになっています。3 番と 4 番。3 番が『各種サービス制度の開発事業』です。4 番が『商業活性化会議設置事業』というふうになっておりますが、56 ページの上をちょっと読ませていただきます。【来街者への利便性の提供とデータ蓄積を図るため、利便性・ホスピタリティ・アメニティに考慮した来街者対応制度やカードサービス事業等収益性や、顧客情報管理等に利用できるデータ蓄積性を持った多彩なサービス制度・事業の開発、実施を促進します。】というようなことを書いてあるわけですが、一つのマーケティング的な対応かと思います。こういったご意見です。

また下段、(4)のほうです。これは、【商業活性化を目的とした商店街ベースの事業展開を図るため、商店街の組合を核として、集客の仕掛け、店舗バリアフリー、ユニバーサルデザイン、不法駐車、美化などについて定期的に検討する機関の設置運営を促進します。】ということなんですが、この 2 点いかがでしょうか。これにも TMO の一つの役割というのが入ってきていますけど、基本的に TMO の独立性というのは重々重視しながら、それを支援しながら、適宜主体の検討を行うということが先ほどの提案でもあったと思うんですが、56 ページはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それではまた何か途中でお気づきの点、また他のところと関連性があると思われる点がありましたら、前のページに戻っても構いませんので、先に進めさせていただきます。

では、57 ページの『まちな<sup>コンシェルジュ</sup>案内人事業』。案内人、コンシェルジュという名前が付いていますが、この事業と、6 番目『テナント・ミックス事業』とがあります。特にテナント・ミックスにつきましては、中心市街地、特に商業政策の観点からよく言われている施策の一つであると思います。

簡単に最初のところだけ読ませていただきますが、57 ページの上、『まちな<sup>コンシェルジュ</sup>案内人事業』というものなんですけど、【まちを良く知る人が案内人として配置されることで交流客の利便性を高め、まち独特のシステムとしてまちの雰囲気に寄与することをめざし、「まちなコンシェルジュ」として、自薦他薦を問わず希望者を募り、勉強会等を経て、TMO が認定し、まちに出て、案内するシステムを確立できるよう、促進します。】ということですが、この事業とこの下の『テナント・ミックス事業』、【商業集積全体から見た店舗の適正配置を図るため、TMO による空き店舗対策や、インキュベータ施設設置、

店舗リーシング等による重点区域内の店舗の適正配置化，その他有効な事業をそれぞれ促進します。】  
ということです。特にテナント・ミックスに関しましては，空き店舗対策も絡みまして，非常に重要な  
中心市街地の政策の一つかと思います。こういった二点が出ているのですが，皆様何かご意見ありませ  
うでしょうか。ここの意見にプラスアルファという観点で意見をいただいても構いませんし，またこれは  
今の状態で十分対応できているということであれば，この策定委員会で検討した結果なくすというこ  
ともありえるかと思います。

まちのコンシェルジュについては，余談ですが，高知女子大学というところでは女子大生が実際にコ  
ンシェルジュとして，あそこは「エスコーターズ」という名前が付いているんですが，そういった大学  
生の人たちが中心になってまちの案内をしてくれる，といった事業がすでに展開されています。大学生  
に限らずまちの案内人として，山形県の朝日町でしたら，まちのボランティアの方がほとんど出てきて，  
そういったまちの紹介を行うといったことは結構やっていると思います。

下段のテナント・ミックスに関しましては，特に最近では通りをどのような通りにするかという，  
例えば，ぶらくり丁ですとこの通りにはこういったある種のテーマをつけようと，そういったことがあ  
るわけです。ぶらくり丁に限らず，この通りにはこういった特徴をつけようという，そういったことを  
絡めながらテナント・ミックスをしていくとひとつおもしろくなっていくのかなと個人的には思うので  
すが。何かご意見等よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それではまた，これに関連することで後ほど何かありましたらということで，受け付けさせていただ  
き，先に進めさせていただきます。

テナント・ミックスに関しては，a, b, c, dの細かく4つに分かれています。58 ページ，59 ページ  
ですが，これに関連してですが，これを全部，一時にいきたいと思います。58 ページ(a)『新業種等誘  
致・展開事業』，(b)『テーマモールを意識した商店街等「身の丈再開発」事業』，59 ページ(c)『障害者  
の運営による生産販売一体の福祉工房開設支援事業』，そして59 ページ下段(d)は，『NPO 連携による非  
日常的な買い物が出来る店舗の開設事業』というふうになっています。非日常的といった言葉がでてき  
ていますが，なかなかおもしろい名前が付いています。いろんな市民提案ということで上がってきた案  
だと思います。これはこの前のページのテナント・ミックスに関連してこういう小さな区分けというか  
細かい意見が出ているのですが，何かご意見ありますでしょうか。

(事務局)

委員長，事務局から。58 ページの(b)『テーマモールを意識した商店街等「身の丈再開発」事業』で，  
1 行目が【空き店舗率の高い北ぶらくり丁の空き店舗対策の】となっていますが，これは正しくは【空  
き店舗率の高い商店街の空き店舗対策の】ということです。事務局のほうで作成しましたときのミスで  
すので，訂正のほうをよろしく願いいたします。

(委員長)

【北ぶらくり丁の】というのを消して、【商店街の】を入れるんですね。

確かに北ぶらくり丁の空き店舗率は一番高かったと思いますが、全体のことをやっておりますので、全体の視点が必要かと思われまます。

ちなみに現在、空き店舗率が、北ぶらくり丁で 20 数%、ぶらくり丁全体で 10 数%かと思うのですが、全国平均が大体 10%くらいかと思ひます。ですから、それよりやや高い空き店舗率なっているかと思ひます。

ただ、空き店舗といひますとなかなか難しい問題で、ただ店舗を埋めればいいというだけの話ではなく、それが元氣になって、要するにマーケティング上のるといひか、市民に支持されるようなお店が来ればいいのですが、つつい店を埋めてしまうという観点が先走ってしまうかと思ひます。

ただ、ここを出てきたいろいろな市民提案のところて特に、59 ページの下段(d)の【NPO での日常の活動でつながっている人材の相乗効果的活動を発掘するため、多様なジャンルの NPO と商店主が連携し】というのは非常におもしろい、ユニークな目かなと思ひます。【消費者の声を生かした「非日常的な」買ひ物ができる店舗を、空き店舗等を利用して開設できるよう働きかけます。】ということてです。これは、行政がマーケティングに関わることは難しいのですが、NPO とか民間の業者さんとかがこういっただ形で入って、いろいろサポートをしていくにはこんなことが必要てですてそういっただサポートをしていくということて、「非日常」というのは普通ではない異空間を味わうということてです。

(委員)

「非日常的な」という言葉をどういっただ意味で使っているのかなというところてあります。例えは、アトピーのこども用の食材販売が非日常的であるということてですて、アトピーのこどもさんをもつておられる親にとっては日常的であるわけてです。その辺がちょっと誤解されないかて。例えは、障害者の問題も出ていますが、障害者の為の喫茶店も障害者が喫茶店に行くのは日常であろうて。だから、私が少し理解を間違っているのかもしれないてですて、そうとれるかもしれないという感じはします。

(委員長)

はい、おっしゃるとおりてです。ちょっとこれは言葉を注意しないといけなてですて。何をもつて、日常か非日常というのか、私はちょっと気づかなかつたてですて。

確かに、非日常という言葉の表現については、アトピーの方とか障害をもたれている方が別に非日常でもなんでもなく、日常生活の中の社会を構成する一員てですから、気をつけなてといけなててですて、ただ意味としてはお分かりだて思ひます。言おうとしているところは、ちょっと異空間を作るということてです。例えは最近では下関の門司てすよね。門司のところて大正レトロといひか、そういっただ何か古い感じをモチーフとしたまちなみを異空間的に形成しているところてあります。これ以外にもいっただ日本全国にあるわけてですて、そういっただ何か異空間という意味で多分出てきています。例えは、東京のアメヤ横丁、アメ横といっただら、あそこは年末になりますて年末年始の食材を求めて人々が集まてきててすごく特殊な雰囲気を作りだしています。例えはそういっただ意味のもて、なんとなく普通のスーパーへ行くとか、マーケットへ行くとかではないということてです。確かにおっしゃるとおりこの表現は少しふさわしくないてです。

(委員)

私も「非日常的な」というのは、言葉的に引っかかっているところです。これは、例があっていないのか、それとも「非日常的な」という表現があっていないのか、どちらなのかなと思うんです。こういう店舗があることはいいことだと思うんです。利用者もあると思うし。意図しているところが「非日常」なのか、例示の方なのかどちらなのかということですね。

(委員長)

そうですね。これは確か宮台真司さんという社会学者が、非日常的な本を書かれましたよね。あれ以来、一つの言葉というか、ブームになっているとは思うんです。ただ、そういった意味で使われているのかということですね。非日常という言葉を使って言葉を先行させるのか、それとも内容的なところでこれ以外に別のなにかがあるのかということもあるかとは思いますが。いかがでしょうか。この点も含めて皆さん、今の委員から出ました意見を踏まえまして何かございましたら。

(委員)

よろしいですか。私はアトピーの子ども用の食材の販売や障害者の為の喫茶店というのは、すばらしいことだと思います。非常に個性的ですし、そういう意味で活性化につながる要素になるのではないかなと思うので、「非日常的」という言葉だけ変えればいいのではないかなと思うところです。この目指す方向は、すばらしいことだと思います。

(委員長)

分かりました。「非日常」という言葉の表現を変えてそのコンセプトを生かしたようなタイトルにしたかどうかということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

この部分は事前調査の中から出てきた事業で、NPO関係の方の事前調査の中から出てきた話ですが、そのときの趣旨からいうと例示のほうの主であって、それに「非日常的な」という形でタイトルがついておりまして、そのまま素案のほうに載せさせていただいたという形になります。

委員長が先ほどおっしゃったように、門司のレトロであるとか、そういう意味合いで言えば、テーマモールとか他の部分でカバーできる形になることが多いと思いますので、ここの部分の趣旨としては例示のほうの主になっていると事務局の方では思っていますが、これは委員会のほうで決めていただいたら、どういう対応もできると思います。

(委員長)

はい、分かりました。今、事務局のほうから、これが出てきた経緯について説明をいただきました。もし何かいい案というか、ネーミングの問題ではあるかなと思うんですが、ネーミングというのは非常に大切でありまして、何か委員の皆様いい意見はありませんか。

「NPO 連携による」これを取ってしまうと、いきなり「買い物出来る」となり弱くなってしまいます。

(委員)

単に、今までにないスタイルのお店ですよ。ターゲットもアプローチも変えたということであれば、今までにないという意味が入れば、あえて「非日常的」という文言に、宮台さんに乗せられることはないと思います。

(委員長)

今までにない買い物が出来る、今、中心市街地にない店、というご意見をいただいたんですが、いかがでしょうか。やはり、中心市街地にないという意味ですよ。ご意見いただいたんですけど、何かないでしょうか。もし、ないようでしたら、今の委員のご意見をそのままいただきますが。

(委員)

いや、言葉は変えてください。文言は、フレーズはもっと適切なものがあると思います。意味として、今、現在、中心市街地にないということが加わればいいのではないかと思っただけです。

(委員長)

事務局としては、なるべく委員の方から何かキャッチフレーズをここで考えていただければという話もあるのですが、一言でいうのはなかなか難しいですね。それで「非日常」という言葉が何かでてきたと思うんですけど、これは違うと思います、確かに。

(委員)

消費者に対しては新しいアプローチですよ。そういう言葉を行政の計画書に入れてどうかという問題があるだろうし、ここは文言で悩むところだと思います。

(委員)

私もすぐにぴたっとくる文言が出てこないんですが、今、委員がおっしゃったように、言いかえると、その人にとって「間に合う」買い物が出来るというか。今までにないという、いやこれまでにあったよというのが出てきそうなので。例えば、アトピーの子どもをかかえた親御さんにとっては、その人にとってはすぐに物が手に入る。障害者の為であれば、すぐにお店に入ることが出来る。その人にとって、ここに来られたお客さんにとって、すぐ間に合うという風なイメージかと思うんです。その言葉自体がいかは、検討していただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。言っていることは「間に合う」という一つの言葉ですね。

(委員)

私、好きなんです、「間に合う」という言葉が。

(委員長)

間に合う、間に合う買い物が出来る。分かりやすいですね。キャッチフレーズとしては、なかなかい

いかなと思います。その他、何かご意見ございますか。

今の委員のご意見を踏まえてでもいいですし、その他に何か。

それでは、ニュアンス的には今までにないスタイルのということで、今、間に合うというご発言をいただきましたが、キャッチフレーズとしてはなかなか粋でいいのではないかと考えています。いかがですか。もしよろしかったら、「間に合う」というのを採用させていただきますが。つまり、『NPO 連携による間に合う買い物が出来る店舗の開設事業』、間に合うには括弧とかをつけるたりしてやるというのはいかがでしょうか。

(委員)

次回までの検討に。

(委員長)

次回までの検討にしましょうか。はい、では委員から次回までにということがご提案されましたので、そういう形でいきます。間に合うということをイメージしながら、次回までの継続議題にさせていただきます。

今の『NPO 連携による非日常的な買い物が出来る店舗の開設事業』について、委員からご意見をいただいたんですが、その他 58 ページ、59 ページで何かございますか。

(委員)

ちょっと 2 ページほど戻っても構わないでしょうか。『まちの案内人事業』についてですが、これは先ほど申し上げられました NPO 連携の事業と関係があり、委員長は多分、いわゆるハレの日というのをイメージされたと思うのです。まちなかに来られたお客様が、日常と非日常を体験できるということで。それと、密接に関係のあるのがこの『まちの案内人事業』じゃないかと思うんです。先ほど、京都の試験が非常にニュースになっておりましたが、まちの案内人というのは自分たちが責任を持ってお客さんに説明するということであり、京都がすごいいい例だなと思いました。和歌山県ではそういうことがまったくないのかといいますと、世界遺産の登録によりまして新宮市なんかでは、最初の段階では動きが鈍かったようですが、今非常に観光客が増えてきており、まちの案内人ということで、既存の組織が非常に活発化しているという話を聞きました。それと似たようなことで、それでは私たち和歌山市に住んでいる地元の間人が果たして和歌山市のことをどれだけよく知っているのかということ。57 ページに簡単に 1 行だけ【まちを良く知る人】と書かれているんですが、この意味というのは非常に大きいかと思います。来られたお客様が中心市街地でハレの体験をするためには、よほどこちらの案内人が、それを上回るものをもっていないと、案内人にはなり得ないと思うんです。そういう意味では、京都の例をまねるわけではないですが、自分たちが誇りを持って案内ができるようになるため、テストといたらおかしいですが、外部からもテストを受けにくるような仕掛けがどこかにいるのではないかと思います。今、和歌山県全体としては語り部運動が盛んですが、それ以上のものがこの案内人には要求されてくるのではないかと思います。

(委員長)

はい、大変貴重なご提案ありがとうございます。

京都は確かにやっています。京都は語り部コンテストのような、資格みたいな、ある程度認定するような形でやっていたと思うんですが。

委員、これはこの中に、例えば、そういった語り部を発掘するとか育てるために、コンシェルジュの人を育てるために、そういった認定みたいなことをやっていくということですか。

(委員)

そうです、認定を行うということです。これはTMOが認定ということになっているのですが、別にTMOの実力をうんぬん言うわけじゃないですが、どこか公的なところで誰が見てもあそこが認定したら和歌山市の案内人だなと思うものがやはりいるのかなという気がするんです。本当はそういうことではなくて、住んでいる方みんなが良く知っているというのが理想なんですけど、事業と名前を付けてやろうと思うと、やはりそういうものがあるかなと思うんです。

(委員長)

はい。というご提案ですが、みなさんいかがでしょうか。

ただいま57ページの上の『まちの案内人事業』についてご提案いただいたんですが、こういった案にプラスして、コンシェルジュの方を発掘させる意味でも、京都市がやっていたと思うのですが、認定というか、そういったものを和歌山市でも導入されてみたらと思います。その導入される際、認定に関しては、例えば認証式といった形で公的なところが関与されてはいかがかという話なんですけど、これについてはいかがでしょうか。

ちなみに京都の場合はそういう形でやって、かなり大成功しているという話を聞いたことがあります。また、先ほど少し申し上げましたが、山形県の朝日町では市民全員が学芸員であると。まち全体を博物館にしようという計画がありまして、「エコミュージアム」という名前をつけています。ここは、学芸員の方ということで、いくつかボランティア団体がありまして、その団体の方が特に認定という形ではないんですが、案内人として主体的に活動されております。我々が朝日町に行く場合には、予約を入れておいて、当日何時に来てくださいという打合せをしてから行きまして、そして2時間くらい案内していただけるというシステムがそのまちでは出来上がっているのです。

いろんな形があるかとは思いますが、京都市が確か英語の翻訳版ですとか、中国語ですとか、いろんな各国の案内があり、外国人の方に対しても非常に幅広くそういった案内人の活動というのを支援しているかと思うんです。

いかがでしょうか。もし、ご意見がないようでしたら、今の委員のご意見を考慮に入れて、この部分を若干変更するというのも可能かと思うんですが。

委員、やはりその認定というところなんですけど、これはある程度和歌山市がやったほうがいいということなんでしょうか。

(委員)

いえ、そうとも限らないと思います。適当なところがあればと思います。というのは、これは京都を見て非常にいい展開をされているなと思うのは、出版社も絡んでいますよね、京都市の関連ということで。そういう意味では、いろんなところが絡んでいるほうがいいと思います。一つの機関が認定するのではなくて。そのための研修会ももっと幅広くやったらいいだろうし、別に大人に限らず高校生がす

るという動きもありますよね、各学校で自分たちのまちをよくしようというような。そんなものと連携しながら何かまとまらないかなど、漠然としていますがおもっています。

(委員長)

はい。ということなのですが、今のご意見いかがでしょうか。

もしご意見ないようでしたら、この策定委員会の場というのは、そういった新しいアイデアとか意見とか、また取捨選択を含めまして出来る場所ですので、現在いただいたご意見をそのまま採用させていただいて、ちょっと文言等についてはつめる必要があるかと思うんですが、基本的にこれを入れさせていただくという方向でよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

はい、それではご異論のないものと考えさせていただきます。

それでは、58 ページ、59 ページ、あるいは 57 ページに戻ってもらっても構わないですが、その他のところがもしなければ、60 ページ、61 ページに行きたいと思います。どうでしょう、58 ページ、59 ページのところでは何かご意見、追加意見、選択等に関するご意見はございますでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

はい。それでは先に進めさせていただきます。

60 ページ、61 ページのところをお開きください。60 ページ(7)『駐輪対策システム構築事業』、(8)『公共的出先機関の窓口等設置検討事業』、61 ページ(9)『和歌山陽だまりのまちづくり「心のさしかけ」設置事業』、下段(10)『観光商店街形成支援事業』というようになっております。これについても細かいところはすでに事務局から説明していただいていると思うのですが、いかがでしょうか。これらの 7、8、9、10 のところで。

7 番【歩行者の安全確保と商店街区の景観整備、快適な消費空間確保を図るため、駐輪対策システムの構築を促進します。】。駐輪場というのはきちんと整備されている方が、景観的にも美しいということはおよく言われておまして、そういったことも含めて自転車の整備をということなんです。

(委員)

この事業というのは、一つ一つのアイデアはとてもいいんです。それから、どういう狙いを持っているかも分かりやすい。ただ問題は、インパクトとかやる気というのがあります。要するに私たちが和歌山市の中でなぜこれだけのことをやり、事業を起こしていくのかというときに、和歌山市の何を守り、何を变えていって、それから何を作り変えていくかという、きちっとしたテーマ性をもっとあったと思うんです。最初にこれが出てきたときには。それを抜きにして今、各事業に走っているからすご

く分かりにくい気がするんです。私は、例えば、和歌山市が城下町としての良さを残すとしますよね。城下町としての良さを残すというと、どういう意味だろうと考えてみますと、私は、城下町の良さを残すというのは、お城を残すことや、武士のまちを残すこととか昔のことを残すということではなくて、むしろ武士の住んだところとか、商人のまちとか、遊郭とかがあった昔のまちのゾーニングのおもしろさが今残っているところを残すということであり、いわゆる小さなサブカルチャーが、無数に共存しあっているおもしろさがこの城下町の良さかもしれないわけです。

むしろ、私としては和歌山のまちのおもしろさは、小さい町中の集団が集まって城下町を作っていた。職人の人がいたり、武士の人がいたり、商人がいたりというのは、まだそのまま残っている可能性というのが十分あると思うんです。もし、それをはっきりうたって、和歌山をもう一回城下町として再生するというなら、全部がそれにつながっていくわけです。バリアフリーが城下町にとって一体何がプラスか、タウンモビリティは城下町にとって何がプラスか、電動スクーターは城下町にとって何で必要かと全部見直していくことは出来るわけです。ですから、最初のインパクトとしての動機性というのを、絶対ここでもう一回見合わせる必要があると思うんです。それで、私は、今日ここに来てらっしゃる役所の方々にもぜひ考えて欲しいと思いますし、また意見をお聞きしたいんです。ある意味では和歌山市らしさというところから始まってきているんですが、やろうとしている事業そのものはどのまちでもありまして、バリアフリーも言ってる、タウンモビリティも言ってる、電動スクーターも言ってるというどのまちでもやっぱり当たり前と言っては失礼ですが、誰でもやらないといけない、絶対やらないといけないことばかりになってしまってるわけです。私はやっぱり、はっきりと和歌山市じゃなきゃできないことがあるということを持って、信じて、その誇りにあたるものを、サブカルチャーとしておこして、それを共存する世界を作るということをもう一回見直す必要があると思う。

全般的な話で申し訳ないんですが、私自身はこの中からもうひとつ組織機構の話なんかも進めたいと思っていますが、ちょっと意見が言いにくくなっているんです、私自身は。とつても言いにくい。何でかという、別に一つ一つの事業には何も問題はないわけです、非常にいいことで。

だけど、じゃあそれで商業をどう活性化するのか、それがまちづくりにどうやって関係があるのか。もちろん基本計画やマスタープランは出ている、これは当然です。でも、当然すぎて反論できない。私は、宗教に対して反論しているのと同じ感じがするんです。神様はいると言われたら、いますよと言わざるをえない。それに近いんです、今委員長がやられていることはね。神様はいるでしょと聞いて、いやいますねと言わざるをえないです。だから私としては、そこをもう一回考えていただいて、和歌山らしさということ。私ははっきり言って城下町というのにすごい注目を持っています。城下町の良さというのは、明らかにサブカルチャーがあり、旦那衆がいたり、職人衆がいたり、商人がいたり、川があったり、武士がいたりというおもしろさです。要するに、明らかにいろんな人たちが生きているまちっというのには必要だなと。でもそれを助ける、支持する体制がまだまだで、行政が弱いと思うので、ぜひこの基本計画で作ってほしい。私は文句は全然ないんですが、ただ、もうひとつテーマのインパクトをつけて、その言葉を使いながら、一つ一つ、バリアフリーを考える、電動スクーターを考えるという見方もしたほうがいいと思う。

(委員)

ちょっとよろしいですか。前半の方、ひょっとしてダブっているかもしれないんですが、今、委員がおっしゃられたとおりにここに書いてある事業そのものはもっともなことなので、ほとんど文言の修正ぐら

いのことです。特に反対はないです。

この策定委員会は当然こういうことをやっていこうということなんですが、一番ユニークなのは、今、要は市民参加でずっとワークショップをやってきた。これは非常に大変なエネルギーです。テーマが4つ作られて、その4つのテーマの代表の方々もこの策定委員会の中に入っていっしょに、という構図がこの策定委員会の中で多分ユニークなんだろうと思います。つまり、全体的に総括的に何かをするのではなくて、市民参加した人は、それは非常にやる気のある人で、他にもう一回探してもいない有能な人材がそれぞれのグループに集まって、何回も真剣に討議をして発表されたと。私もその発表は聞かせていただきましたが。

ではそうしますと、その方々は今、機会さえ与えられればさあ発進しようというところなんです。それぞれのテーマで、例えば「個店の魅力で人を惹きつけるまち」にするにはどうしたらいいかという、ほとんどやる気のある人たちが集まっていて、あとは制度であったり、資金的なものであったり、そういうものがあれば動けるという状態です。これは一番最初にミニTMOというのは、私自身がイメージしていたのは、TMOかどうか分からないですが、そのグループの人たちを強力にバックアップするということができれば、この策定委員会があるいは市が本気でこういう活動をバックアップするのなら、ということになるかと思うんです。そうしますと、この事業をやって貢献できると想定できる内容はどうだということ、この○、◎がついていて、もっともそうだなということ、全体はこれで結構です。ポイントは、特に4グループのテーマを実現するためにはどうしたらいいのかということ、ちょっと踏み込んで決めていく。そういう策定をするのがいいんじゃないかと思います。つまり、全体はそれでいいですが、具体的にじゃあどうするのかということなんです。

私が一番お聞きしたいなと思いますのは、それぞれのグループの代表の方がこの策定委員会の中に来ていっしょに、例えば、自分たちのテーマだったらこれをやってくれたら、これは制度としては難しいかもしれないですが、今500万円くれたら基本的にはできるよということでも構わない。そういう意見を言っていて、それを実現できる範囲の中で策定していくということが、一番ユニークで、総花的にならない重要なことかなと思います。この方々が、和歌山をどうしたらいいかということ、すでに議論された上でここに来ていると思うんです。これは、今結構チャンスなんじゃないかなと思ってまして、一般的な策定の仕方ではなく市民参加で、その市民参加してきた方々が本当に動けるのではないかと考えています。これがそのまま参考になりましたということだけになってしまったら、次はないのではないかと感じるわけなんです。ですからむしろ、それぞれのグループの方々から具体的にこうしてもらいたい、ああしてもらいたいということ、それは行政の皆様方から言えばそれは少し無理ですという話は当然あると思いますが、そのすり合わせの中で少し踏み込んだほうがいいかなと感じます。

#### (委員)

長いことワークショップを、「お気に入りの風景やスポットのあるまち」でやらしてもらったんですが、それが終わった時点で一応もうやりたいことというのが全部出ていまして、今はもうとてもドキドキワクワクというか、早くやりたいんです、この事業を。

それで、正直言ってこの策定委員会というのはとても退屈で、そういうものもクリアしなければそのやりたいこともできないのであろうという一つの門のようなイメージでここに座っているんですが。一つ一つの案がいいというのは、それは当然いいわけですよ。皆で話をしていいことばかり言っていますので。とにかく早くこの静かで退屈な時間が過ぎていただければと私は思っています。

ワークショップに参加したメンバーでは、何がどうであれ、例えばそれがまったく行政的に引っかからなくて、予算もつかないとか、まったく誰からも支持されないとかであっても、例えばその中で、2、3人がやりたいなということであれば、それは自分らでやっていくつもりです。例えばその中に予算をかかえることがあるのであれば、その予算を使って10倍にも20倍にもして、和歌山をおもしろい場所にしていこうという野心というか腹積りもあります。

(委員長)

はい。ありがとうございます。そのほか何か。

(委員)

いいですか。ちょっとさっきに戻っているんですが、ミニTMOを市長直轄の組織にということでごここにちょっと書いてあるのですが、「行政の組織上、不可能です。」とか一言で書いてあるんです。私がここでちょっと引っかかるのは、大きい地域の中で小さな地域を限定して、あるいは住民参加で出てきたグループが始めはこのゾーンとこのゾーンとこのゾーンを動かせるという、地域指定が出来ると思うんです。地域限定のミニTMOでやって、それをバックアップするのに議会の機構としては、確かに私の言い方が少し悪かったかもしれませんが、アメリカの議会制度の場合には、アドボケートという制度がありまして、つまり市民の側に立法権があると、つまりこういうテーマステージがあると、法律を作る権利があるということです。それを助けるために市長か議長の諮問委員会みたいなのを作って、そこで作らせてそれを議会にぶつけてるということをやります。私はそういう意味で言いたかった。市長直轄という組織だけでは、確かにこれはおっしゃられるように、行政の組織では難しいと思うんですが、もう少し工夫して、市民が自分たちで立ち上がろうとしている力をもう少し助けてあげる、アドボケートするということをもう少し考えたやり方として、ミニTMOを提案しました。今日は私の提案を討論する時間はないんですが、私自身はそういう意味ではもう少しそれを深めて、ミニTMOだったら動きが出来るようなものを目標とした、設置機関の問題であとは考えていきたいです。私はちょっとそれだけ一言言わせていただきます。

(委員長)

はい。いくつかのご意見をいただいていますけど、その他何かございますでしょうか。

(委員)

私は前回、ミニTMOのことが一番重要なことだと思っていてまして、それについての回答というのはどういうものなのかと今日は思って来たわけですが、2月までに決めるというか、そういうことなんだろうけど、一番大事なことだったんだろうと、私自身は思っておりまして、これについて明確な答えがあったほうが、姿勢としても良かったのではないかと思います。

先ほど委員がおっしゃられたことについてですが、私もグループの中でそればかりというか、それを言い続けてきたようなものでして、项目的なことはみなさん今年だけではなくて前年も考えてきておられるということで、いい案があるということはもう分かっておりまして、ただそれだけすれば本当に活性化が出来るのかということがずっと不安でした。例えば、城下町をテーマにして、あるいは何かをテーマにしてこの項目を考えるという方向にしますと、また全然変わった内容が出てきて、項目は別にし

まして、内容は変わってくるような気はするんです。その内容こそが重要なんです。項目の了解というのも、もちろん大切だとは思っているんですが、具体的な内容が果たしてこれでいくのかということに不安に思っております。

今日はお聞きしたかったのは、今年度の予算要求の都合上、ただちに予算要求準備を始められている事業があると前回事務局がおっしゃられたと思うんですが、その内容というのは私どもにはまだ開示というか、具体的に知らせてもらっていないんですが。例えばその内容については、どういうことをして、予算がつくためにはどれくらいの具体的な内容にしないといけないのかということは、私自身分からないんですけど、それも教えていただいていますね。実は、それをお聞きするというのは、この策定委員会の性格というか、本当にこの了解で留まるのか、あるいはその内容を決める、一番大事なことを決める会なのか、それを私自身は考えたいなと思っています。基本計画の内容について了解していただくだけではなかなか正直難しいのではないかと思っております、委員さん方のおっしゃられたことはそのとおりだと思っております。

(委員)

私が一番思うのは、話がもとに戻っていつている気がするんです。ミニ TMO というのは、私は全然よく分かっていなくて、それがなぜ必要なのかもあまりピンときていません。だって、ワークショップでずっとやってきたことをやっていくというイメージは、きっとワークショップのグループのメンバーの頭の中にもあって、それをどうすれば出来るのかというイメージまでちゃんと頭の中にはできているはずなんです。例えば、自信過剰に言うと、ここに出ているいろんな案をすべて実行することが出来るのであれば、それはもう間違いなく和歌山市は活性化すると思うんです。一個一個みているからわけが分からないんですが、そこで話をもとに戻すとか、ミニ TMO についてというのはこの場所で話すべきことではないような気が私はしています。

(委員)

グループごとに、それぞれのテーマがありまして、それで、おおむね 5 年以内の間に着手できる、それから実現可能であるという大きな縛りの中で私たちは話し合いをしなければならなかったのです。ハード整備に触れていないのは、財源がどうなるか分からないからです。交付税が 40% 近くもカットされている中で、お金のかかることはおそらくできないと、先に縛りがかかった中で、ではアイデアを出して市民と行政が一緒になって頑張ればなんとかなる、なんとかなるだろうことを絞り込んだものがここに出ているので、この事業そのものはやる気になったら必ず出来るんです。そこまで縛りがかけられた中で本当に仕事に疲れたあと、決められた時間に、決められた日に皆さんに寄っていただき、たたいてたたいて作ったものですから、委員のおっしゃるとおりなんです。

そこで私が委員がおっしゃったこととリンクするのは、結局頑張っているのは市民なんです。その市民が、どこの分野でも同じ人しか顔を出していないんです。地域社会のために頑張る人、NPO 活動、市民活動、いろんなことで市などに提案している人がみんなかぶっているんです。そのすそ野を広げることが大切です。その仕掛けの中の考え方の一つにミニ TMO があるんだと思います。ですから、事業を実現させるためのプロセスということが、本当はここできっちりと話し合われることであって、策定委員の皆さんは部長さん、幹部ですから、市としてどうするのか、担当の部長としてどう考えるのかというところを明確にいただければ。私は市民の立場としてここにいますから、そういうことをご

発言いただいたら、それに呼応するということもできます。市民がこれだけ頑張って提案しているものに対して、熱意をかえしていただかないと本当に委員がおっしゃるように退屈なんです。そのことを申し上げたいと思います。ですから、ここの4グループの代表の方も、市民のワークショップが終わった後にこの策定委員会に出てきてくださっているのは、自分たちが提案したことを実現させたいからこうしてこの年末の忙しいときに来てくださっているわけです。この時間を有効に使わないと、本当に和歌山市がどうなっていくのかと考えます。

大きなプランニングがある中で、この中心市街地の活性化をどうしていくのか、市民がこれだけ実現可能な案を知恵を絞って自分たちに出来ること、皆さんにお願いしたいことの役割分担までも考えて提案しているのですから、これを役所としてどう受けるのか、そこのところを明確にさせていただきたいと思います。

(委員長)

はい。今、いくつかご意見出てきましたが、おっしゃっていることを私なりにまとめさせていただきます。今いくつか出てきた案の中で、まず一つはこの会自体のやり方です。

一個一個検討するのではなくて、むしろそれは大体市民提案なので受け入れようといったスタンスに立って、じゃあどうやって実現させていくかをここで話し合う。これが、この話がもし話し合いで決定されますと、今後の進み方が変わってきますので非常に重要なところです。

もう一つは、これは委員から出た意見なんですが、もうちょっと全体的に考えながら、事業の位置づけをはっきりさせようということです。例えば、先ほどおっしゃったように観光とか城下町とかというような位置づけで事業を見るのであれば、それぞれの役割自体が変わってくるのではないかと。つまり、今まで市民提案で出たそれぞれ一つ一つは何かバラバラなんですが、それが一つの線につながっていく、そんな案をこの委員会で出してもいいのではないかとといったご意見かと私なりに解釈させていただきました。

両方ともすごく大事な点だと思います。私自身もそれは思うんですが、ただこの順番でやってきた理由というのは、とりあえず皆さんに再度検討していただくためであります。それはなぜかという、これは一つ一つの案において、例えば先ほどの文言の問題がいろいろありました。「非日常」という言葉はやっぱりだめだとか、そういうのをもう一回ざっと見ていただいたあとで、実行とかを踏まえて、例えば市の部長さんからこれはこういう風の実現については難しいとかいう意見をここで戦わせるということです。策定委員会は、実現ということを視野に入れながら、個別の案を協議していく場だと私自身は考えて今まで舵をとってきたわけです。

ただ、実現に関してミニTMOを作るかうんぬんは、例えば2月くらいに実行部隊を立ち上げて、メンバーを募ってとかいう動きを別途立ち上げたらいいのではないかと私個人は思っていたのですが、この場で実行すべてを話し合うというのも一つの選択肢であります。

確かに皆さんおっしゃるように、どれがどのような形で実行されていくのか、また実行するときのいろいろな問題点、できないことは多分にあるかと思うのです。私も最近いろいろと調べていると、本当にすごい勢いで地方行政のお金が削られているんです。これは国が減らしてきてしまうので、市のレベルではどうしようもないです。財源移譲といいましても、なかなか移譲していただけないのが今の流れです。ですから、そういった難しい中で、行政の部長さん方はその辺のことは忌憚なくおっしゃっていただいても構わないと思うんです。つまり、出来ないことは出来ない。ただし、まちにとって中心市

街地はある程度公共性があるからとの意味で、みなさんこうやって集まっているわけですからなんらかの、例えばサポートや支援とか、先ほどのコンシェルジュの認定制度ならそれほどお金がかかるものではないかもしれないですから、そういったものをつめていくというご意見もいただけたらと思います。

この話とちょっと別なのは、つまりある程度のラインを作ってやっていったほうが良いというご意見です。まち全体のコンセプトをまず決めて、それに対してこのまちは、例えばいろいろな歴史がたまって、また城下町でもあって、そういった位置づけがあるのだから、まずはそこを意識した上で全体から個別の案を見ていきましょうということです。確かにごもっともな案だと思います。というのは、これがないと確かに総花的になってしまいます。いっぱい出ている市民提案、市民参加型というのは私も大好きな言葉なんですけど、どうコーディネートしていくのかということはやっぱり難しいです。全体としての位置づけは誰かが認識しないといけない、そうでないと実際に出来上がりましたという形で終わってしまうというのはよくある話ですから。

さて、その辺のところをどうやってやっていくのかというのは難しいところなんですけど、例えば、議論の仕方として今3つの選択肢があると思います。

一つは今までのとおりこれを全部見てみる。文言のチェックとかも含めてざっとやってみる。今までみたいにある程度時間をかけるのではなくてやることを前提に、言葉のチェックとかだけをやっていく。そのあとに、全体の方向としてこのまちはこんなタイプでいくんだということを決める。

二つ目は、全体の網掛けというか、例えば城下町のいろんな混沌とした魅力があるまちだから、そういったコンセプトみたいなものを位置づけてそれで全体を見ていこうということです。それに関連して、例えば『ふうけい・<sup>ドットコム</sup>Com事業』とか『駐輪対策システム構築事業』とか、そういった事業の位置づけがある程度そんなに大きくがらっと変わるわけではないと思うのですが、一本の柱があると見えやすいというご意見です。

三つ目は、全部の個別の案が実行できるか実行できないかというところを、今までのワークショップの各チームの代表メンバーの皆さんにも入っていただいていますので、この案についてはどういったところで実行可能なのか、実現可能なのか、行政の皆さんからのサポートというのはどの程度まで可能なのかということをござりござりまでつめるような会議にしていくということです。これははっきり言って委員のほとんどの方が共通した意見かと思いますが、その辺のところの舵のとりかたを今決めておかないと、またダラダラとってしまう可能性があります。どうでしょうか、その辺の進め方についてですが。

とりあえず文言のチェックが必要だと思います。先ほどの「非日常」も含めていろいろありました。また、皆さんこのような意見があるんだということをもう一度納得する意味でざっと見る、そういった意味では文言のチェック等を含めて今日中に77ページまでいってしまうかどうか分からないですが、ざっとやっていく。そしてそのあとに実現性というのにテーマを絞って、ミニTMOがどうかというのはまた別として、その辺の折衝を行っていくというような二段構えです。その二段構えにする前に、まちのコンセプトとしての全体としてのイメージを決める。例えば、ぶらくり丁商店街というのを考えたときに全体としてどういう方向でいくのかという、それを策定委員会である程度イメージして決めるのはどうかということです。それを入れてもいいかもしれない。

二つ目の意見というのは私自身、非常に新鮮なものです。現在、大型の小売店舗がかなりいっぱい出てきている状況で、非常に厳しい状況がさらに加速してしまうわけなんです。そんな中、観光としての位置づけでやっていくのと、既存の商店街を生かしながら伸ばしていくのとでは、戦略が全然変わってく

るということです。ですから、同時には難しいかなというように私も感じております。

成功事例の都市を分析してみますと、今私が調査したものがいくつかありますが今日は持ってきておりますので、もしご興味ある方がいらっしゃったらお渡しします。うまくいっている都市を見ますと、最初の段階にやはりある程度概念的に固めているんです。先ほど委員がおっしゃったようにせつかくのチャンスだと、住民参加であがってきた意見をぐっと実現させる意味での一つのこの会議が、策定委員会というのが一つのエポックとなるような重要な会議だとしたら、その部分がある程度固めて決めてしまう。ある程度こういうようなまち、観光というような縛りの中で商業も活性化させるような全体的なコンセプトを、ガチッとある程度固めた上で、全体を見直してそれで実現可能かどうかということをやっていくというような審議の仕方もあると思います。

皆さん、いかがでしょうか。これは私自身の進行に関連しての案なんです。ですから、もう一度これを全部最後まで見てみるというのがまず一案です。次の段階として全体のマーケティングというか、まち全体の方向性についていろいろちょっと意見を出し合う。そこである程度策定委員会で決めてしまって、そういった位置づけで全体をもう一回見てみる。まあ全部を見直しするとかではなくて、マーケティングの方向性で網をかけるということだと思います。そうした上で、実現可能かどうかについて、ミニ TMO うんぬんという話が出ましたけど、それを踏まえて実現の方向性というものをちょっとつめていく会にする。すでに半分くらい見てきていますので、今からでも時間的には十分間に合うかなと思います。いかがでしょうか。委員の皆様どうですか。

(委員)

これは、非常に力を入れて作った案ですので、ざっと見ることです。それは見たほうがいい。それはただ短時間でやった方がいい。持ち帰ってでも読みかえして、おかしいところがあれば次のときに持ってくるくらいが希望でして、皆さんに承認されればそれでいいと思う。次に全体の話と、私が興味ありますのはやはり、それぞれのグループからこういうことをやってもらいたいということを、物理的に、具体的なものを提案してもらいたい、この策定委員会のテーブルの上で。それは次回ですね、今日はもう無理でしょうけど。その提案について、この全体の中にはさみこんでいくということです。そのたどりついた重点を、重点的に絶対にこの策定の書がバックアップするという形をとるという方向を全体として見直したらいいと思う。ですから今日の時間の残された中でざっと最後まで行くくらいのつもりで、時間が延びてでもと思いますが。

(委員長)

はい。というようなご意見をいただいたんですが。

そのときに、いくつかの案をやっていただきたいと提案するのは、今までのワークショップのメンバーさん全員にもう一回ここに来てもらおうということですか。

(委員)

いや、そうではなくて、今、代表の方が策定委員にいらっしゃるわけですから、その4人の方々を通じて出していただければと思います。

(委員長)

はい、分かりました。というご意見なんですけど、いかがでしょうか。

もしそれでよろしかったら、ただいま委員からいただいた進め方の方向で一応進めさせていただこうと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

はい、それでは、これをやるとなると皆さん、ちょっと今日中にざっとやるのはなかなか難しくなってくるので、持ち帰って読んでいただくほうも含めさせていただきます。ですから今後、今いくつか見てきたわけですが、今のようにいくつか見てきて問題があるところ、言葉上問題があるところ、もしくはあまりにもおかしいというものがあつた場合には考えるというところを含めまして、とりあえずざつといかせてもらって、申し訳ないですけど、持ち帰って各自委員の皆様方に次回までに家で読んでいただく。これはあくまで市民提案で、市民の方々からあがってきたものなので、それを考慮した上で何かコメントを付け加えたらいいと思うところがあつたら、それをまとめてしまうということ。

(委員)

これは基本計画で政治的な文章ですから、そういう意味でももとのオリジナリティを少し薄めた形になっているわけです、基本的には。だから、ざっと見るのは、絶対必要なんです、手続きとして。そのときに、こちら側から実はこれはこういう思い入れから始まったんだという全体的なテーマを話してもらえればとてもいいですよ。

(委員長)

はい、分かりました。今、委員からご意見をいただいたようにとりあえず全体的に見てみましょう。それでよろしいですか。

60 ページ、61 ページですが、それぞれ『駐輪対策システム構築事業』、『公共の出先機関の窓口等設置検討事業』、こういった事業がいくつかあるんですが、これについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

また何かございましたら、後でも構いませんのでご意見いただけたらと思います。

それでは、62 ページ、63 ページ、64 ページ、65 ページ、66 ページ、これはちょっと長くなっています。というのは、62 ページの 12 番が 63 ページから a, b, c, d, e, f と小分けされているわけなんです。ですから『TMO 事業構想改訂版の策定事業』、62 ページの上段なんですけど、これが一個独立しています。次に 12 番からは、以下 63 ページ、64 ページ、65 ページ、66 ページの f までですね。ここ

までをごらんいただいでいかがでしょうか。『ふうけい・ドットコム事業』、63 ページ『テーマ別マップ作成事業』、『街並み点検隊事業』、64 ページ『好きな場所アンケート事業』、『和歌山まちフォトコンテストの開催事業』、65 ページ『小学生が見たまち風景事業』、66 ページ『マルチまち MAP 作成事業』ですが。

(委員)

『ふうけい・ドットコム事業』って私、はっきり分りにくいんですが、これ実はワークショップの結果出ているんですね。ということは、私の経験で言えば、ワークショップの観察結果というのは相当正確なんです、まちの性格の。ただそれが行政の区別と微妙にずれがあるんです。これもゾーニングというか、ある程度いいと思われた風景とかまちのスポットとかこれはおもしろい場所だとか、結果として出ているものを少し入れたらいいのではないかと思います。そうしたらもうちょっとおもしろくなると思うんですが。あまりにも抜粋しすぎているんじゃないかなと。

(委員長)

すいません、62 ページの 12 番ですか。

(委員)

ええ。それと『街並み点検隊事業』ですか。これはすでに以前にやっているのではないですか。

(委員)

説明しますと、本来なぜこのドットコムが出てきたのかといたら、ワークショップではすごい時間が限られているので、ワークショップが終わってしまうと「お気に入りの風景やスポットのあるまち」うぬんについて考えなくなってしまうので、とりあえずここで話し合いを終わらすのではなく、どこかにサロンというかコミュニケーションがとれる、まちの風景について皆で会話ができる場所を一つ作るべきだということで、一応ドットコムというものが一番最初はそういうことで出ました。それと同時に「お気に入りの風景やスポットのあるまち」というので風景に関していうと、誰も和歌山市のことをわりと風景として見ていないというのがあるので、まずは風景として見てもらってからまちなみについて考えていこうということです。意識していない部分を何とか知らない間に意識させることが出来るようなやり方を考えています。ゾーニングとかはあまり考えていなくて、とにかく自分自身でまちを風景として見てくださいというのが、一応『ふうけい・ドットコム事業』のメインのテーマです。

(委員)

それを見たときに和歌山のまちのどこが好きかっていうことがいっぱい出てきたわけでしょう。

(委員)

ええ。

(委員)

それで城下町の問題とか出てこないわけないでしょう。

(委員)

いや、結構みんな雑居ビルの風景が好きであったり。

(委員)

いや、私が言っているのは普通の古いまちのことではなくて、和歌山の持っている特異の景色を言っているわけなんです。絶対に、和歌山は和歌山独特の景色があるんですよ、明らかに。

(委員)

ええ、あります。

(委員)

それは、城下町という言い方にしたからみんなお城って思ってしまいましたけど、僕はお城と言ってるんじゃないんです。和歌山にしかない景色です。例えば商店街の中に大きい川が流れていますよね、そこに古い飲み屋街がある、これはあまりないですよ、他のところにもあることはありますけど。でもそれは独特です。明らかにそれは「ふうけい・<sup>ドットコム</sup>Com」の中に出てきているはずですが、そういうものが何か。

(委員)

そうですね、それは出てきています。

(委員)

出てきてたら、ピックアップしてそれを大事にするような行為をどんどん進めていくということをもっと強めたほうが分かりやすいと思うんです。

(委員)

「ふうけい・<sup>ドットコム</sup>Com」はコンテンツがいろいろあって、そういう特集を組むこともあるんですが、一番の目玉は地図に自分でポイントを落としていくことが出来る仕組みというものを考えていまして、それが集まっていったときにおのずと川沿いであったり、印象的な場所にもすごいポイントが集まっていくはずなんです。

(委員)

そうそう。はずじゃない、間違いなくそうなんだ。それを集約する方法を考えないと。

(委員)

これは多くの和歌山の人とってはなんですけど、私も和歌山ですけど。自然にそうなっていつか気づくことと、いわゆる宣伝されて、例えば川沿い再発見みたいなことを言われて気づかされることとは、そのまちに対しての愛情の度合いというものが変わってくると思うんです。「ふうけい・<sup>ドットコム</sup>Com」では、最終的に出てきた、結果として出てくる場所自体もきっと偶然、そこに集まっていくのでしょけ

ど、それ自体も計算したいという感じです。

(委員)

確かにある程度既成の概念があるために、目がおかしくなったり、もともと見ようとして見なければ見えないものはいっぱいありますよね、見ようとしなければ見えないもの。例えば、素人の人たちを集めて、そういう人たちの意見を集めていくと不思議にいいものってあるんです。明らかにあるんだからそれを大事にしていくということをテーマにしていくということで、テーマ別の資料が出来るわけです。これは一歩進めないと単純にどこのまちでもやっているまち歩きとか、どこのまちでもやっているテーマ別マップ作りに終わってしまうわけです。それではだめなんです、和歌山にしか発見できない和歌山の景色を集約する方法をもっと考えないと。

(委員)

どうしても紙に書くんでテーマ別マップという表現になってしまうんですけども、テーマさえもないと言ってしまってもいいような仕組みで、何百人、何千人が集まっていったときにその地図の上できている形というのがあるはずなんです。

(委員)

ある。絶対ある。

(委員)

それを、そこから始めようというものです。

(委員)

もっと発展させないとね。

(委員長)

はい。それでは今の話は、一回全部検討した後、コンセプトを実際に話し合ったときに、もう一回焦点を当てて議論できる点なので、先に進ませさせていただきます。

どうでしょうか、62 ページ、63 ページ、64 ページ、65 ページ、66 ページは。

(委員)

64 ページの『好きな場所アンケート事業』の【ゲーム性のあるもの、トーナメント制のもの】のトーナメント制のものというのは、どういう意味でしょうか。

(委員)

ゲーム性のあるもの、トーナメント制のあるものは、ゲーム性のあるものとしてもらったらいんですが、まちのいろんなところに携帯電話とかモバイルを利用して、印であったり記号であったりをつけていきます。いわゆるテレビゲームの中のロールプレイングゲームをあたかもまちなかでやっていくような感覚で、例えばそこで強くなっていくことができたり、あまり攻撃的なゲームはどうかと思うの

ですが、次のステージに行けるようなことができたりという、実際のまちを使ってテレビゲームの中身のようなことをイメージしています。

多分そういうことを含めてのお気に入りのスポットのアンケートをとっていくということです。アンケートに参加すればするほど、楽しくなっていくというような。

(事務局)

すいません。そのまとめについては、各グループの分、素案の後ろのほうの資料のところに載っています。今の話は、98 ページのところです。B グループのまとめが載っております。

(委員長)

98 ページの真ん中あたりに書いています。【ゲーム性のあるもの、トーナメント制】。

いかがでしょうか。何となく遊び心を入れてアンケートをやっていくというニュアンスですかね。

(委員)

そうです。

(委員)

これは、好きな人がたくさんいたら勝ち残っていく風景という意味ですか。

(委員長)

トーナメントでは通常、最終的に勝ちがいるわけですが。どうでしょう。

(委員)

トーナメントのほうは、一応ランキングをつけていくというものです。単純にランキングです。ゲーム性のあるものは参加者がゲーム性をもって楽しめるというものです。

(委員)

はい、そういうことですか。

(委員長)

よろしいですか。はい、それではそのほかに何かございますでしょうか。

最近では和歌浦で高校生が中心になってマップ作りをされたかと思います。国土交通省でそういったマップ作りの支援事業というのをいくつかやっていますので、例えば補助金の話になったときには、そういう部分も利用できるのではないかと思います。

それでは、66 ページの(f)『マルチまち MAP 作成事業 (チズコミュ)』までいろいろあるんですがよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

はい、それでは次に進めさせていただきます。

では次は 66 ページ(13)『市街地整備ステージ 1 規制整備事業』, 67 ページ(14)『市街地整備ステージ 2 まち風景問題解決事業』, (15)『「まちなかギャラリー」整備運営事業』, 68 ページ(16)『和歌山陽だまりのまちづくり子ども村づくり促進事業』, 69 ページ(17)『「滞留環境」整備誘導事業』。69 ページ下段からまた小さな区分になりますので、とりあえずここまでご検討いただけたらと思います。つまり 66 ページ下の段の 13 番から 69 ページの上の段までです。

(委員)

このステージ 1 とステージ 2 というのは何ですか。

(委員)

ステージ 1 というのは、一つ具体的な話をすると、内川という川沿いがあるんですが、ここが夕方 5 時になってしまうと門が閉じられてしまうんです。そこで閉じる理由というのが、そこに人も暮らしているので家の裏を人が通るのは気色が悪いというのが一つです。でも人が暮らしていないところもありますのでそこだけは開けることができるんじゃないかという、規制を緩和していくということや、イベントのときにある程度の音量はゆるしてもらおうということであったり、逆にこの程度の音量以上はだめだという規制をかけたりするということです。

ステージ 2 のほうは、要するに落書きを消そうなどという問題解決というのがステージ 2 です。

(委員長)

はい。どちらかという、13 番が制度インフラの整備という感じですかね。そのためのいろいろな規制緩和、強化を含めて行政が主体になってやっていただくということです。14 番では逆に市民がボランティアを作って身近に出来る部分からやっていくということです。

よろしいですか。それではそのほかに何かございますでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それでは次に 69 ページから 70 ページ, 71 ページにかけて、『和歌山陽だまりのまちづくり—タウンモビリティの導入事業』というのがあります。a, b, c, d といくつか分かれておまして、71 ページまでのところまで続いているんですが、この a, b, c, d ですね、これをお読みいただいて何かお気づきの点もしくはご意見等ございましたらよろしくお願いします。

(委員)

戻ってすみません。67 ページの『「まちなかギャラリー」整備運営事業』なんですが、【アーケード下に展示棚・ベンチ等を置き、同時にファーストフード等を提供するモバイルユニットを整備するなどし

て】ということは、アーケードの下にどんどん可動式の店舗を出していくと、しかもファーストフードであるということですね。これは、店という「私」のところと公道の「公」と公と私の間をいかに融合させるかということが、実はすごく活性化に重要なことだと思っております、ただなかなか制度としては難しいというところです。ひょっとするとこれは、この文言に問題ないか、というところなんです。多分、保健衛生の話とかいろいろなしがらみが出てくると思うんです。こういうことをどんどん出来るならば盛り込んでいったほうがいいと思います。

(委員長)

そうですね、これについてはむしろ行政側、事務局側から、実際問題、公と私の行き来する話が出たんですけど、いかがでしょうか。

ファーストフードというのは、なんかハンバーガーとかそういうものですね。

(委員)

そういうのを営業として、市民としてはどんどん出てきてやってくださいということです。楽しくなるから。

(委員)

つまり、屋台みたいなものですか、可動式店舗って。

(委員長)

屋台みたいなものかなと私は思っていました。

(委員)

屋台だと完全に問題が起こってきますよね。

(事務局)

モバイルユニットについては、少し見にくいですが 102 ページにあります。ワークショップの中で出てきた案で、屋台みたいな感じですよ。

(委員長)

意味的にはそういったことなんです。

(委員)

いや、こういうことは積極的に、盛り込めるなら入れていったほうがいいと思います。

(委員)

今の話なんです、道路上の使用という話になります。これは非常に大きな規制がかかっておりまして、何かイベントをやるときには道路使用の許可をいただいているわけなんですけど、これが警察のほうの公安員ですか、そちらの許可をいただかないといけません。まして、こういうようなモバイルユ

ニットでアーケード下にほとんど常駐的に仕掛けをするということになりましたら、許認可の問題で非常に難しいのではないかと、行政との間でですね。それから今もちょっと出ていましたが、食品関係というのは食品衛生法があり、そういう設備がないところで食品は扱ってはいけないという規制もかかっております。それをどのようにクリアしていくのかという問題が出てきますので、そこから一つ検討していただければと思います。できればそういう風にしたいと思います。

それと大通りには真ん中にグリーンベルトがありまして、横の歩道は少し広いんですが、あの道路は交通を主体にしたゾーニングになるのか、それとも人間が歩いていく、いわゆる商店街としての人間が歩くところなのか、そこらの区別がちょっとあいまいでありまして、うっかりしますと歩道を縮小して車道を広げるといような方に動いていくんじゃないかと、私、今少し心配しております。そういうことも含めまして、この問題を検討していただきたいなと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

おそらく今のモバイルユニットに関連するいくつかのご意見というのは、実現の段階でどういうふうにやっていくのかという話になっていくと思いますので、案自体はとりあえずいいということでもよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

もう一回こういうのも含めて、先ほど議論の方向性が固まりましたように実現の方向を考えるということで、後ほどまた、実現のことについて話させていただきます。

その他何かございますか。

タウンモビリティは 69 ページからです。70 ページ、『店内バリアフリー化促進事業』、『電動スクーターの確保・配置促進事業』、71 ページ『タウンモビリティ官民協働システム構築事業』なんですが、この辺まで含めまして何かご意見あるでしょうか。また気づかれたらもとに戻られても構わないと思いますし、とりあえず 71 ページまでで。

(委員)

タウンモビリティを考える場合、タウンモビリティの駅というのがすごい重要になってくるんです。どこへ駐車して、どこへ運転するかというような、電動スクーターをどこに置くかとかステーション性がすごい重要になってきます。そういう具体的な話は後でいいんですよね、ここの場合はあんまり考えなくていいんですよね。

(委員長)

いわゆる、アイデアとしてですね。

その他何かございますか。

(委員)

『「まちなかギャラリー」整備運営事業』についてなんですが、C 班が出したのは文化ということなんです。文化をしている人が、発表の場を持ちたいということです。それならたくさんの方が来るところがいいと。また文化に触れるという商店街であっていいんじゃないかと思ひまして。今モバイルユニットが中心で話されましたが、それはあとの二次的なものであります。写真展をした経験上、写真を並べさせてもらったら、のどが渴いたねとみんなお茶を飲んだり、おなかがへったねと言ってご飯を食べに行ったりするときに、ちょっとお茶でも飲めたらなという感じです。じゃあ逆にそれでいろんな各サークルの展示会が商店街もしくは中心地で出来るようになれば、そういう声も商店街の方からあがってくるんじゃないかと、ここへ店を出したい、そういう風なまちなかギャラリーになっていく、いけばいいなということです。何もそこに飲食を置く、ファーストフードを置くということが目的ではないと思っています。そう信じています。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

それでは、今 C 班の補足がありましたので、D 班の補足をさせていただきます。

タウンモビリティについてですが、ステーションのことは当然議論されました。具体的には 4 か所ほどイメージがすでにあります。当然それは分かった上でして、ステーションのことはありました。ここには残念ながら盛り込まれていませんがそういう議論はされていますので補足させていただきます。

(委員長)

はい。それではそのほかに何かございますでしょうか。

あともう少しで 77 ページですが、年末のお忙しい中、なかなか時間の延長というのは難しいので、とりあえず 71 ページの『100 円バス券サービス事業』の手前のところで議論を打ち切らせていただきます。

それで次回以降の進め方も含めてなんですが、申し訳ないんですけど、71 ページからあと 6 ページほどありますので各委員の皆様にご覧いただきたく思います。そうなれば時間の短縮ということも可能だと思います。

今後の素案について、こういう形で次回また詰めまして、その他もう一度実現ということと、おそらくその前に全体のコンセプトみたいなところもこの策定委員会に出せたらなというふうに考えております。その辺は次回、話し合ったあとで進めさせていただきたいと思うんですが。

そろそろ時間になりましたので、これで素案の検討については終了させていただきたいと思ひます。事務局から連絡事項等お願いします。

(事務局)

次回までにお読みいただくときに 73 ページの(21)『TMO 周知・合意形成支援事業』ですが、これは冒頭で申しましたとおりかなり変更を受けておりますので、冒頭の変更がかかったとして読んでいただきたいということと、それと資料のほうにワークショップからの提案ということで、それぞれのグルー

ブから出た提案は載せさせていただいております。もとの素の案を見ていただくには 93 ページ以降を見ていただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の、委員会の内容につきましては、事務局で議事録案を作成し、議事録案が出来次第、委員の皆様にお送りいたします。お送りした内容を、各委員さんに確認いただきました後、修正箇所があれば修正して、議事録としたいと思います。なお、お送りします本日の委員会議事録案について修正箇所等ございましたら、来年 1 月 13 日までに、事務局のまちおこし推進課までご連絡お願いいたします。期日までにご連絡のない場合はご了承いただいたものとさせていただきますので、よろしくお願いします。

次回、第 4 回策定委員会は 1 月 19 日、水曜日、午後 6 時 30 分から、場所は同じく、この会議室で開催させていただきます。開催通知は、後日送付させていただきますのでよろしくお願いします。

なお、次回開催までの間、質問等がございましたら、まちおこし推進課まで、お問合せください。事務局からは以上でございます。

(委員長)

それでは、これで第 3 回和歌山市中心市街地活性化基本計画(改訂版)策定委員会を終了いたします。委員の皆さん、年末のなにかとお忙しい中、長時間ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。